

第18期定時株主総会招集ご通知提供書面

## 第 18 期

(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 役 会 の 監 査 報 告 書  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書

株式会社テイツー

(提供書面)

## 事業報告

(平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アメリカの経済不安を発端とするドル安・株安の連鎖を背景に、景気の減速感が広がる様相となつてまいりました。高水準であった住宅投資が急減し、設備投資の一部にも弱さがみられる中、個人消費の減少が加わり、各種指標にも景気後退の兆候が表れ始めております。企業の輸出と生産は底堅いものの、原材料高やサブプライムローン問題で先行き不透明感が強まり、株価にも大きな影響を与えております。当社グループの属する小売サービス業につきましても、現在及び先行きの景況感はマイナスが続く状況にあり、個人消費は全体として大きな増加が見込めない環境となっております。

当社グループにおいては、こうした環境にもかかわらず、新品・中古ゲーム及び古本が売上を牽引した古本市場事業が好調に推移し、当連結会計年度の連結売上高は455億6千8百万円（前期比1.6%増）、連結営業利益14億4千8百万円（前期比39.3%増）、連結経常利益14億1千3百万円（前期比41.7%増）、連結当期純利益6億3千4百万円（前期比220.3%増）といずれも過去最高の成果を達成することができました。

#### 【古本市場事業の概況】

古本市場事業を取り巻く環境は商品別に以下のとおりであります。

「古本」市場につきましては、既存店売上伸長率、新規出店数ともに鈍化する傾向にあり、一段と成熟度を増す厳しい環境が続いております。

「家庭用テレビゲーム」市場につきましては、「ニンテンドーDS Lite」の普及が継続している中、平成18年11月に「プレイステーション3」、平成18年12月に「Wii」と相次いで新型ゲーム機が発売され、幅広い顧客層から多大な人気を集めテレビゲーム市場活性化に大きく貢献いたしました。

「音楽及び映像メディアソフト」市場につきましては、音楽ソフト・映像ソフトのいずれにおいてもPC及び携帯電話向けのデジタルコンテンツ配信が大きく成長しており、特に、第三代携帯電話やiPodに代表される携帯音楽プレーヤーの普及により音楽ソフトにおいてはデジタルコンテンツ配信市場が急拡大しております。その一方で、当社が取り扱うパッケージソフト市場は長期的に縮小傾向が続いております。

このような環境の下、古本市場事業においては、ゲーム市場の拡大と音楽・映像パッケージソフト市場の長期縮小傾向に対応した売場レイアウトの変更を全店舗で実施し、ゲーム売場の拡大とCD・DVD売場の適正化を図り、競争力の低下した店舗については大規模な改装を実施いたしました。また、従来の主要顧客である若年層に加え、新しい客層を開拓するため、店舗のサインツール類やPOPを全店舗で一新いたしました。新規出店としては、直営店として古本市場中仙道店（岡山県）、古本市場東住吉店（大阪府）、古本市場大宮三橋店（埼玉県）の3店舗の出店を行い、古本市場店舗網の充実を図りました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度における古本市場事業の売上高は423億3千2百万円（前期比2.2%増）、営業利益は26億8千2百万円（前期比12.2%増）となり増収増益を果たすことができました。

#### 【アイ・カフェ事業の概況】

「インターネット・コミック・カフェ」市場につきましては、業界全体の成長は続くものの、店舗数の増加率は漸減していくものと予想されており、同業者間の競争が顕著になると同時に、一店舗当たりの売上高の伸びは鈍化する傾向にあります。

このような環境の下、連結子会社である株式会社アイ・カフェを中心とするアイ・カフェ事業においては、収益性を重要視し、立地や賃借条件を厳選する出店方針の下、直営店としてアイ・カフェ仙台西口店（宮城県）1店舗を新規出店いたしました。店舗運営面に関しましては、新メニューや新サービスの導入、集客や拡販のための様々なキャンペーンを展開するなど、既存店増収策を実施するとともにコスト管理の徹底を継続しております。また、来期以降の出店を促進するため、出店に伴う投資の削減、店舗ネットワークシステムの開発、時間制課金収入以外の新たな収益源の模索等に努めてまいりました。

連結子会社であるインターピア株式会社においては、インターネット・コミック・カフェを中心とした時間制課金型ビジネス向けの店舗運営管理システム「Necca-Manager System Solution」の販売を継続すると同時に、次世代版の店舗運営POSシステムの開発を進めてまいりました。また、多店舗展開を行っている事業者向けのソリューションやデジタルコンテンツの提供・ライセンス事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、連結子会社インターピア株式会社の新しい店舗運営POSシステムが開発途中であったことから、当連結会計年度におけるアイ・カフェ事業の売上高は28億1千6百万円（前期比4.6%減）となりました。一方、利益面においては、インターピア株式会社の新しいPOSシステム開発費用が発生したものの、アイ・カフェ直営既存店の売上増加とともに、直営店の出店数が前期5店舗から当期1店舗となったことにより、営業損失2億2千4百万円（前連結会計年度は営業損失4億1千8百万円）となり、営業損失が大幅に縮小される結果となりました。

#### 【E C事業の概況】

E C（電子商取引）市場は、ブロードバンドや第三世代携帯電話の普及により取引環境が多様化されたことに加え、業界大手や異業種からの新規参入、取扱商材の拡大、広告や流通形態の進化などにより、競争・競合は激化しつつも市場規模は拡大を続けており、携帯電話を利用したE C取引についても急速に拡大する傾向にあります。

このような環境の下、連結子会社である株式会社ユーブックのE C事業においては、中古品の買取促進のためのキャンペーンの実施等により古本・中古ゲーム・中古DVDを中心に販売用の在庫確保に努めたほか、「青年コミック特集」「タレント本特集」「DVD特集」など多様なコンテンツのお客様への提供、完結コミック・セットなどの販売時には通常のポイントにボーナスポイントを加えて販売するなど、販売強化に努めてまいりました。加えてRSS（ウェブサイトの更新情報を簡単にまとめて配信する機能）対応サービスの開始、モバイルサイトの全面的な改修など、ウェブサイトの利便性の向上により売上拡大を図ってまいりました。

しかしながら、E C売上への取り組み強化と経営資源の再配分を行うため、価格競争が激しく収益性が低下し販売数も減少傾向にあったトナー事業を平成19年2月に事業譲渡したことにより、当連結会計年度におけるE C事業の売上高は5億6百万円（前期比10.8%減）に留まりました。一方、利益面においては、利益率の高いリサイクル品の売上が着実に伸びたことなどにより、営業利益7百万円（前連結会計年度は営業損失2千9百万円）と通期ベースで黒字に転換することができました。

事業別売上高

事業別/期別		第 17 期 (平成19年2月期)		第 18 期 (当連結会計年度) (平成20年2月期)		増減率		
		金額	構成比	金額	構成比			
		千円	%	千円	%	%		
リ サ イ ク ル 品	本	4,359,929	9.7	4,690,947	10.3	7.6		
	ゲーム	6,961,686	15.5	8,084,563	17.7	16.1		
	C D	703,550	1.6	679,403	1.5	△3.4		
	ビデオ・DVD	1,070,042	2.4	1,039,196	2.3	△2.9		
	計	13,095,209	29.2	14,494,112	31.8	10.7		
新 品	本	785,115	1.8	785,849	1.7	0.1		
	ゲーム	24,373,555	54.3	24,296,396	53.3	△0.3		
	C D	1,223,121	2.7	1,153,227	2.5	△5.7		
	ビデオ・DVD	1,480,230	3.3	1,219,908	2.7	△17.6		
	その他の	100,417	0.2	73,443	0.2	△26.9		
計	27,962,440	62.3	27,528,825	60.4	△1.6			
レ	ン	タ	ル	172,443	0.4	165,388	0.4	△4.1
業	務	提	携	105,635	0.2	50,713	0.1	△52.0
そ	の	他		91,062	0.2	84,403	0.2	△7.3
古本市場事業		41,426,791	92.3	42,323,443	92.9	2.2		
アイ・カフェ事業		2,953,851	6.6	2,816,990	6.2	△4.6		
E C 事業		491,255	1.1	427,786	0.9	△12.9		
合 計		44,871,898	100.0	45,568,221	100.0	1.6		

(注) 上記の事業別売上高は、事業間の売上高を控除して記載しております。

なお、事業間の売上高の控除を行わない場合は、古本市場事業売上高423億3千2百万円、アイ・カフェ事業売上高28億1千6百万円、E C 事業売上高5億6百万円となります。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度における設備投資の総額は9億7千9百万円であり、主として新規出店に伴う設備投資額4億6千7百万円及びシステム投資2億9千2百万円であります。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
連結子会社株式会社アイ・カフェは、フランチャイズ先よりアイ・カフェ  
コマーシャルモール博多店を事業譲受けいたしました。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継  
の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分/期別	第15期 (平成17年2月期)	第16期 (平成18年2月期)	第17期 (平成19年2月期)	第18期 (当連結会計年度 (平成20年2月期))
売上高(千円)	33,630,448	35,556,700	44,871,898	45,568,221
経常利益(千円)	771,151	672,039	997,289	1,413,160
当期純利益(千円)	406,214	160,389	198,248	634,999
1株当たり当期純利益(円)	8,152 (815)	317	388	1,248
総資産(千円)	11,222,499	11,367,716	11,858,253	11,381,341
純資産(千円)	3,872,317	3,976,712	4,399,186	4,769,608
1株当たり純資産(円)	77,586 (7,758)	7,852	8,015	9,015
自己資本比率(%)	34.5	35.0	34.5	40.1

(注) 1. 第17期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 第16期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の減少は、主に、平成17年4月20日付で1株につき10株の割合で株式分割したことによるものであります。

なお、第16期の株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の第15期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を( )書きで示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ユーブック	269,969 千円	68.1%	インターネットによる古本の買取・販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売
株式会社 アイ・カフェ	495,000 千円	78.7%	飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート
インターピア 株式会社	389,850 千円	47.9%	インターネットカフェ及びインターネット環境施設向け店舗運営管理システムの販売、コンテンツメーカー向けWeb課金・決済システムの販売、同システムを導入する加盟店の店舗運営並びに店舗企画から構築までのサポート

#### (4) 対処すべき課題

##### 【古本市場事業】

古本市場事業に関しましては、古本マーケットの成長鈍化、音楽CD市場の縮小など、市場の成熟化が進んでおります。また、小規模専門店の淘汰など寡占化が進行する一方で、大手企業による出店は続いており競争は激しさを増すものと思われま

す。このような環境の下、新規出店と並行してスクラップ&ビルド及び店舗改装を進め、店舗競争力の強化を図ると同時に、新規商材、新規業態の開発を進めることにより事業の安定的な利益成長に努めてまいります。

店舗運営に関しましては、当社が強みをもつリサイクル品の取扱いを強化し、買取・販売の強化、在庫水準の適正化を図ることにより利益率の向上を図ってまいります。また、ホームページの刷新など情報配信手段の見直しにより、顧客向けのサービス向上に努めるとともに、「第3次CRM(顧客情報)システム」を最大限に活用して、顧客の購買履歴を分析し、モバイル配信を活用したワントゥワン・マーケティングの追求や、様々な電子マネーへの対応に向けての取り組みにより顧客利便性を高めるなど顧客サービスの強化を図ってまいります。また、今後の業務効率化、顧客サービス向上を狙いとし、第3次CRMシステムの機能をさらに向上させた次世代基幹系システムの検討を開始し、中期的な収益改善を図ってまいります。

なお、当社グループは『古本市場』に加えて、新刊書籍の販売と、ゲーム、CD、DVDのリサイクル品及び新品を扱う『ブック・スクウェア』、古本とゲームのリサイクル品及び新品に取扱い品目を特化した駅前小型店の『ふる1(いち)』の運営を行っておりますが、これからも新業態、新商品の開発を進め、「次世代メディア・コンプレックス」の創造を目指してまいります。

##### 【アイ・カフェ事業】

「インターネット・コミック・カフェ」市場は、サービスを提供する時間に応じて料金をいただく時間制課金型の施設が注目を集めていることや、業態としての認知度が高まってきていることなどから、市場の成長は続いているものと思われま

すが、その一方で、店舗数の増加により競争も激化しております。このような環境の下、連結子会社株式会社アイ・カフェにおいては事業理念として掲げる「快適な時間と空間の提供」「驚きと感動の創造」を実現することにより『アイ・カフェ』ブランドの向上に努め、事業の拡大を図ってまいります。店舗出店戦略に関しましては、出店立地選定における収益性を重要視し、立地を厳選してまいります。また、直営店・FC店の展開に関しましては、FC店にウエイトを置いた出店を行い、店舗網の充実に努めてまいります。

店舗運営面に関しましては、スタッフのさらなる接客レベルの向上に努めるとともに、提供する各種コンテンツ・サービスの充実により顧客サー

ビスのさらなる向上を図ってまいります。また、新サービスの提供や収益源の多様化を検討するとともに店舗システムを刷新し、顧客データ・マーケティングデータの分析を通じて有効な販売促進策を展開し、併せてコスト管理の徹底を継続してまいります。

なお、インターネット・コミック・カフェ向けの店舗運営管理システム並びに多店舗展開をサポートする本部運営システムを開発・販売している連結子会社のインターピア株式会社においては、複合カフェ業界に対して新POSシステムを中核としたシステムソリューションの積極的な拡販を行うと同時に、システムソリューション会社としての開発機能のさらなる強化により、顧客のニーズに的確かつ迅速に対応してまいります。

さらに、店舗におけるインターネット使用状況データのマーケティングツールとなるLog-Managerシステム並びに課金・決済システムとしてのC-Managerシステムなどの各種システムソリューションを通じて複合カフェ市場におけるプレゼンスを確立するとともに、他業態展開をも視野に入れて、事業拡大を図ってまいります。

#### 【EC事業】

EC事業につきましては、国内のブロードバンド（高速インターネット回線）環境の普及や、携帯電話の高速データ通信、定額料金制の広がりなどを背景に、音楽や画像などのオンライン配信市場やネット通信販売市場は拡大基調で推移しております。さらに、ブログやSNSといったCGM（消費者発信型メディア）が幅広い世代に浸透し、日常生活の購買行動に影響力を増しております。

このような環境の下、連結子会社である株式会社ユーブックのEC事業においては、サイトの知名度向上及び他のサイトとのアライアンスなどにより、サイトへのアクセス数を増加させることで、売上高の拡大を図るとともに、主要取引先との取り組み強化、Webサイトの検索性の改善やモバイルサイト制作の強化、新たなリサイクル品買取ルートの開発などの施策を通じて、当社グループの強みであるリサイクル品の取扱いを強化することにより、他のECサイトとの差別化を図ってまいります。また、物流費用等を含めたコスト管理を徹底することにより、収益性の向上に努めてまいります。

さらに、将来的にはデジタルコンテンツの取扱いも視野に入れ、従来のパッケージソフトによる流通網ではカバーしきれなかった、いわゆるロングテールコンテンツ（需要が極めて限定的で従来の流通網では採算的に流通が困難であるコンテンツ）や新刊書籍の取扱いを検討してまいります。

【全社】

管理・間接部門においては、平成22年2月期から当社にも適用される財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、「内部統制構築・評価プロジェクト」を発足いたしました。当該プロジェクトを通じて、「金融商品取引法」により義務づけられる財務報告に係る内部統制体制を定着させるとともに、会社法において規定される「内部統制システムの基本方針」に沿った体制整備を確実に推進することで、グループ全体の管理体制強化を確立し、当社を取り巻くステークホルダーにより信頼され、満足いただけるような経営を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年2月29日現在）

当社グループ会社における事業の種類別セグメント及び事業内容等

事業区分	事業内容	主要な会社
古本市場事業	店頭での古本の買取・販売及び新刊本の販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート	当社
アイ・カフェ事業	飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート	当社 ㈱アイ・カフェ
	インターネットカフェ及びインターネット環境施設向け店舗運営管理システムの販売、コンテンツメーカー向けWeb課金・決済システムの販売、同システムを導入する加盟店の店舗運営並びに店舗企画から構築までのサポート	インターピア㈱
EC事業	インターネットによる古本の買取・販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売	㈱ユーブック

(6) 主要な事業所 (平成20年2月29日現在)

① 本社・本部

株式会社 ティーツー	本社	岡山県岡山市
	東京本部	東京都港区
株式会社 ユーブック	本社	東京都港区
株式会社 アイ・カフェ	本社	岡山県岡山市
インターピア株式会社	本社	東京都渋谷区

② 店舗の状況

	第17期末	出店	退店	形態変更	第18期末 (当期末)	増減
	店	店	店	店	店	店
古本市場 直営店舗	86	3	△1	—	88	2
古本市場 業務提携・FC店舗	26	—	△1	—	25	△1
ブック・スクウェア 直営店舗	4	—	—	—	4	—
アイ・カフェ 直営店舗	15	1	—	1	17	2
アイ・カフェ FC店舗	17	—	△1	△1	15	△2
計	148	4	△3	—	149	1

(7) 使用人の状況（平成20年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	就業員数	前期末比増減
古本市場事業	343名	+3名
アイ・カフェ事業	84	△3
EC事業	18	+5
計	445	+5

② 当社の使用人の状況

就業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
343名	△3名	31.5歳	4.8年

(注) 就業員数には、パートタイマー・アルバイト437名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年2月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社山陰合同銀行	1,743,520千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	558,958
株式会社中国銀行	533,485
住友信託銀行株式会社	69,320
株式会社トマト銀行	30,150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成20年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,000,000株
- ② 発行済株式の総数 551,400株
- ③ 株主数 6,534名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率
有限会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション	165,000株	32.6%

(注) 議決権比率は自己株式（45,691株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
平成19年5月28日開催の取締役会決議による新株予約権
  - ・発行する新株予約権の総数  
5,400個（新株予約権1個につき1株）
  - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式5,400株
  - ・新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - ・新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
1個当たり 9,050円（1株当たり 9,050円）
  - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 4,525円
  - ・新株予約権を行使できる期間  
平成21年6月1日から平成23年5月31日まで
  - ・新株予約権の行使の条件
    - 1) 対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。

- 2) 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。
- 3) その他の条件については、平成19年5月28日開催の第17期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,000個	4,000株	6名
社外取締役	600	600	2
監査役	800	800	2

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成19年5月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・発行する新株予約権の総数  
4,350個(新株予約権1個につき1株)
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式4,350株
- ・新株予約権の発行価額  
無償とする。
- ・新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
1個当たり 9,050円 (1株当たり 9,050円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 4,525円
- ・新株予約権を行使できる期間  
平成21年6月1日から平成23年5月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 1) 対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。

- 2) 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相  
続をすることができない。
- 3) その他の条件については、平成19年5月28日開催の第17期定時株  
主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社  
と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定める  
ところによる。

・当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交 付 者 数
当 社 従 業 員	4,350個	4,350株	119名

③ その他の新株予約権等の状況

当社役員が保有している新株予約権の状況（平成20年2月29日現在）

イ．平成16年5月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・発行する新株予約権の総数  
2,750個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式2,750株
- ・新株予約権の発行価額  
無償とする。
- ・新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
1個当たり 22,854円（1株当たり 22,854円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 11,427円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成18年6月1日から平成20年5月31日まで

- ・新株予約権の行使の条件
  - 1) 対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。
  - 2) 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。
  - 3) その他の条件については、平成16年5月27日開催の第14期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,450個	2,450株	6名
社外取締役	—	—	—
監査役	300	300	1

- ロ. 平成17年6月3日開催の取締役会決議による新株予約権
  - ・発行する新株予約権の総数  
3,550個（新株予約権1個につき1株）
  - ・新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式3,550株
  - ・新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - ・新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
1個当たり 17,309円（1株当たり 17,309円）
  - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 8,655円
  - ・新株予約権を行使することができる期間  
平成19年6月1日から平成21年5月31日まで
  - ・新株予約権の行使の条件
    - 1) 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。

- 2) 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相  
続をすることができない。
- 3) その他の条件については、平成17年5月26日開催の第15期定時株  
主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社  
と対象者の中で締結した新株予約権の割当に関する契約に定める  
ところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,650個	2,650株	6名
社外取締役	600	600	2
監査役	300	300	1

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成20年2月29日現在）

役 名	氏 名	担当及び他の法人等の代表 状 況 等
代表取締役社長	大 橋 康 宏	
常 務 取 締 役	堀 久 志	古本市場カンパニーCEO兼商品企画部長
取 締 役	関 本 慎 治	事業開発カンパニーCEO
取 締 役	森 崎 俊 朗	CCO兼サービスカンパニーCEO 兼内部監査部長
取 締 役	片 山 靖 浩	CFO兼CIO兼サービスカンパ ニー経営企画部長兼経理財務部長
取 締 役	安 田 育 生	ピナクル株式会社代表取締役会長兼 CEO
取 締 役	吉 田 就 彦	有限会社ワイズハウス取締役 株式会社ヒットコンテンツ研究所代 表取締役社長
常 勤 監 査 役	西 川 豊	
常 勤 監 査 役	武 田 由 隆	ヤフーバリューインサイト株式会社 監査役
監 査 役	平 田 修	株式会社平田企業会計代表取締役 株式会社前原会計税務企画部長
監 査 役	岡 本 博 之	中国メディコム株式会社監査役

- (注) 1. 取締役安田育生及び吉田就彦の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役西川 豊、武田由隆、平田 修、岡本博之の各氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- 代表取締役大橋康宏氏は、株式会社アイ・カフェ、株式会社ユーブック、インターピア株式会社の取締役を兼務しております。
  - 取締役堀 久志氏は、株式会社ユーブックの取締役を兼務しております。
  - 取締役森崎俊朗氏は、株式会社ユーブックの取締役を兼務しております。
  - 取締役片山靖浩氏は、株式会社アイ・カフェ、インターピア株式会社の取締役を兼務しております。
4. 監査役平田 修氏は、株式会社前原会計の税務企画部長であり、長年に亘り企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役

前回の第17期定時株主総会(平成19年5月28日開催)の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び他の法人等の代表状況	退任日
取締役	北村清人	株式会社アイ・カフェ取締役会長	平成20年2月29日

(注) 取締役北村清人氏は、辞任による退任であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取(うち社外)取締役	8名 (2)	132百万円 (11)
監(うち社外)監査役	4 (4)	26 (26)
合計	12	158

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として年額20百万円以内を決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として年額5百万円以内を決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度の役員退職慰労金引当金繰入額として費用処理した18百万円を含んでおります。
5. 支給額には、当事業年度のストックオプションによる報酬額として費用処理した4百万円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役安田育生氏は、ピナクル株式会社の代表取締役会長兼CEOを兼務しております。なお、当社はピナクル株式会社にM&Aに係る助言業務を委託しており、当事業年度に6百万円の費用処理を行っております。
- ・取締役吉田就彦氏は、株式会社ヒットコンテンツ研究所の代表取締役社長並びに有限会社ワイズハウスの取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平田 修氏は、株式会社平田企業会計の代表取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役吉田就彦氏は、株式会社ユーブックの社外取締役であります。
- ・監査役西川 豊氏は、株式会社アイ・カフェ、株式会社ユーブック、インターピア株式会社の社外監査役であります。
- ・監査役武田由隆氏は、ヤフーバリューインサイト株式会社の社外監査役であります。
- ・監査役岡本博之氏は、中国メディコム株式会社の社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 安田 育生	20回	90.9%	—	—
取締役 吉田 就彦	22	100.0	—	—
監査役 西川 豊	22	100.0	15回	100.0%
監査役 武田 由隆	21	95.5	15	100.0
監査役 平田 修	22	100.0	15	100.0
監査役 岡本 博之	22	100.0	15	100.0

・取締役会における社外役員の発言状況

各社外役員は、当事業年度開催の取締役会に出席し、主に経営監督並びに資本市場におけるあるべきコーポレートガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明を行っております。

・監査役会における社外監査役の発言状況

各社外監査役は、当事業年度開催の監査役会に出席し、議案審議及び監査に関する重要事項の協議等に必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	27百万円
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の報酬	3
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の報酬は、主に四半期財務情報開示に関する相談業務に係るものであります。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 代表取締役社長はコンプライアンスについて、繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）を選任するとともに、各カンパニーにコンプライアンス責任者を任命する。各カンパニーのコンプライアンス責任者は各カンパニーにおける関連法令等の遵守状況のチェックを定期的に行う。
- ③ ＣＣＯ及び監査役は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ④ 役員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長や社内関連部署だけでなく、直接ＣＣＯに報告することを認める。報告・相談を受けたＣＣＯは内容を調査し、従業員の法令・定款違反行為については、人事担当部門長に人事戦略会議への処分答申を指示し、役員  
の法令・定款違反については、取締役会に具体的な処分を答申する。
- ⑤ 取締役会の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在任することとする。

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、取締役会及び監査役会の承認する文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁情報により電磁的に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク対応マニュアル及び緊急連絡体制により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、全社のリスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

また、情報セキュリティポリシーを定め、情報資産を守るための方針及び行動規範を明確化する。

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

効率的な運営体制を確保するため、「職務分掌・権限規程」により、各部門の業務執行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にするとともに、

「取締役会規程」及び「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

**「株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」**

当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、ＣＣＯはこれらを横断的に推進し、管理する。

また、当社子会社においては、当社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、ＣＣＯと定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題把握に努める。

**「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」**

監査役の職務を補助する組織を、サービスカンパニー人事総務部とし、人事総務部員の中から補助者を任命する。

**「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」**

補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

**「取締役及び使用人が監査役(又は監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(又は監査役会)への報告に関する体制」**

取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社グループに関する重要事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 法令・定款違反事項
- ④ 毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤ 内部監査部による監査結果
- ⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議(各カンパニー戦略会議、執行役員会議等)に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

**「その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」**

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

業務監査面においては、常勤監査役は、稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる事が可能な体制とする。

## (6) 会社の支配に関する方針

### I 基本方針の内容

#### 1. 経営基本方針

当社グループは、すべてのステークホルダーの「満足を創る」を経営理念に掲げ、「テイツ一の七感」を行動指針とし、企業価値の持続的向上と企業の社会的責任を果たしていきたいと考えております。

##### テイツ一の七感

- ① 変化を観る「目」をもつ
- ② お客様の声を聴く「耳」をもつ
- ③ 親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ
- ④ 自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ
- ⑤ 常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ
- ⑥ お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ
- ⑦ お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつ

当社グループは、㈱テイツ一とその傘下にある子会社で構成される小売サービスグループであります。当社グループは共通の経営理念と統一された戦略のもとに一体的な業務運営を行い、お客様の目線に立った「顧客価値の創造」によって、付加価値の高い小売サービスを提供し、その対価として得られる持続的な収益をもって、企業価値の持続的向上に努めております。

#### 2. 事業内容

当社グループのビジネス・ポートフォリオは、3つの事業セグメントから構成されております。

##### ①古本市場事業

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

##### ②アイ・カフェ事業

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しています。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗網拡充により規模の拡大を図りつつ、確固たる

収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画であります。

### ③ E C 事業

古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行う E C 事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・第三世代携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

### 3. ステークホルダー

当社グループのステークホルダーは顧客をはじめ、従業員・株主・取引先・フランチャイジー・行政・地域社会など、経済活動をともにするすべての個人と法人であります。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、上記の3つの事業セグメントを通じて経済活動をとるにすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、テイザーの七感を行動指針としてすべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社グループの経営理念の実践を前提として、当社グループは、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社グループの主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

### II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防ぐための取組み（買収防衛策について）

当社は、平成19年4月20日開催の取締役会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」という）を導入することを決議し、平成19年5月28日に開催された当社定時株主総会において、本施策の導入を株主総会の決議を得て決定するための根拠規定の定款変更及び当該定款変更に基づく本施策の導入について株主の皆様にご承認をいただきました。

### 第1 本施策導入の目的について

#### 1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えています。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続きを取り、できるだけ株主意を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしています。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

## 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

### (1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業も「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての「顧客価値の創造」という共通した事業コンセプトのもとに事業運営を行っております。

古本市場事業は、主力業態の「古本市場」、取扱い商品を絞り込んだ駅前小型店の「ふる1(いち)」、新刊書籍を取り扱う「ブック・スクウェア」の3業態を展開し、創業地である岡山県及び京阪神・埼玉県にドミナント出店を行い、ドミナントエリア内の知名度を高め、効率的なチェーンオペレーションを実現しております。

古本市場事業では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年に渡る信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要な固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。また、リサイクル品の取扱いは、リユース事業と言い換えることもできます。当社事業の拡大はリユースを促進し、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面を持ち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフラン

チャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足度を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができるものと考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客・従業員・株主・取引先・フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、行政や地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた1つの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

(2) グループ経営理念

当社グループは、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業においても「満足を創る」をグループ共通の経営理念とし、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて「顧客価値の創造(Customer Value Creation)」を目指した事業運営を行っております。

この「顧客価値の創造」を実現するために「テイソーの七感」を定め、当社グループの役員・従業員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽・快適な時間と空間の提供という各分野において顧客価値・顧客満足を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えております。

当社グループは、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

(3) グループ経営目標

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様の満足度を創り、社会に貢献することを事業の目的としており、当社グループの中期経営目標として、連結ROEの向上(20%以上)と自己資本比率の向上を定めています。また、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業といった当社の事業領域で、経営計画を着実に遂行することにより、「顧客価値を創造」し、企業価値の向上を図り、顧客・従業員・株主・取引先・フランチャイジー・行政・地域社会の皆様の「満足度を創る」ことができるものと確信しております。

(4) 利益還元の方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値(株主価値)の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目処として、連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。また、キャッシュフロー

の状況に応じて、自己株式の取得など機動的な株主還元策を併せて講じることにより、総合的な株主還元性向を高めていきたいと考えております。

### 3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。

平成19年2月末時点で、当社の議決権の33.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識の下、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、㈱ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」に合致している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされています。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.（1））と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.（2））を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3.（1））、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3.（2）（3））。

### 2. 大規模買付ルール

#### (1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
  - ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
  - ④大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達的具体内容及び条件
  - ⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
  - ⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
  - ⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
  - ⑧当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
  - ⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
  - ⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓  
大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。
- (2) 取締役会における検討及び評価
- 次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。
- 評価期間は、原則として、90日とします（以下「当初評価期間」といいます。）。ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりとします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

#### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものとします。

#### ①監査役の賛同

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとします。

#### ②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものとします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付す可能性があるとして判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって実質株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものとします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付すか否か及び株主意思確認手続に付す場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものとします。

株主意思確認手続は、株主の書面による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものとします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものとします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものとします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、上記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成19年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成19年5月28日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様のご賛成を得ております。また、有効期間は平成20年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。

第3 本施策の合理性について

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に及ぶか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資者及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

3. 株主意思の反映

- (1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成19年5月28日開催の定時株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成20年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の意思が反映されるものと考えます。

- (2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の賛同を得るものとしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の意思が適切に反映されるものと考えます。

4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していませんので、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主及び投資者の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資者の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に御注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資者に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります、それ以外の株主の法的権利又は経済的利

益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>5,908,327</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,722,168</b>
現金及び預金	1,187,825	買掛金	1,365,477
売掛金	332,863	短期借入金	790,000
たな卸資産	3,812,609	1年内返済予定長期借入金	743,535
繰延税金資産	203,256	未払金	462,114
その他	374,470	未払法人税等	548,009
貸倒引当金	△2,697	賞与引当金	104,101
<b>固定資産</b>	<b>5,473,014</b>	ポイント値引引当金	281,720
<b>有形固定資産</b>	<b>2,305,820</b>	その他	427,209
建物及び構築物	1,659,513	<b>固定負債</b>	<b>1,889,565</b>
車両運搬具	384	長期借入金	1,401,898
器具備品	284,808	退職給付引当金	143,002
土地	242,279	役員退職慰労引当金	187,421
建設仮勘定	118,835	その他	157,242
<b>無形固定資産</b>	<b>358,655</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,611,733</b>
ソフトウェア	276,433	(純資産の部)	
のれん	30,927	<b>株主資本</b>	<b>4,555,899</b>
その他	51,293	資本金	1,165,507
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,808,538</b>	資本剰余金	1,119,796
投資有価証券	144,202	利益剰余金	2,612,644
長期貸付金	506,568	自己株式	△342,048
繰延税金資産	388,630	評価・換算差額等	3,321
差入保証金	1,624,850	その他有価証券評価差額金	2,402
その他	144,286	為替換算調整勘定	918
<b>資産合計</b>	<b>11,381,341</b>	新株予約権	7,727
		少数株主持分	202,659
		<b>純資産合計</b>	<b>4,769,608</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>11,381,341</b>

## 連結損益計算書

(平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		45,568,221
売上原価		34,545,330
売上総利益		11,022,890
販売費及び一般管理費		9,574,469
営業利益		1,448,421
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	13,909	
受取賃貸料	79,542	
その他	36,069	129,520
営業外費用		
支払利息	58,596	
不動産賃貸費用	84,387	
持分法による投資損失	20,552	
その他	1,243	164,781
経常利益		1,413,160
特別利益		
固定資産売却益	116	
投資有価証券売却益	2,244	
賃貸契約解約益	12,012	
持分変動利益	5,468	19,842
特別損失		
固定資産除却損	10,683	
減損損失	135,634	
のれん償却額	37,667	
リース契約解約損	1,044	185,029
税金等調整前当期純利益		1,247,973
法人税、住民税及び事業税	751,295	
法人税等調整額	△40,612	710,682
少数株主損失		△97,708
当期純利益		634,999

## 連結株主資本等変動計算書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年2月28日残高	1,165,507	1,119,796	2,095,937	△290,489	4,090,752
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△122,238	-	△122,238
当 期 純 利 益	-	-	634,999	-	634,999
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△51,559	△51,559
持分法適用会社減少に伴う 剰 余 金 増 加 額	-	-	3,945	-	3,945
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	516,706	△51,559	465,147
平成20年2月29日残高	1,165,507	1,119,796	2,612,644	△342,048	4,555,899

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成19年2月28日残高	4,066	668	-	303,698	4,399,186
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△122,238
当 期 純 利 益	-	-	-	-	634,999
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△51,559
持分法適用会社減少に伴う 剰 余 金 増 加 額	-	-	-	-	3,945
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△1,663	250	7,727	△101,039	△94,725
連結会計年度中の変動額合計	△1,663	250	7,727	△101,039	370,422
平成20年2月29日残高	2,402	918	7,727	202,659	4,769,608

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| ① 連結子会社の数  | 3社                                    |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社ユーブック<br>株式会社アイ・カフェ<br>インターピア株式会社 |

(2) 非連結子会社の名称等

- |                |  |
|----------------|--|
| ① 非連結子会社の名称    | 民法上の任意組合テイツー“もったいない”ファン<br>ド   |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ① 持分法適用の非連結子会社の数  | 1社  |
| ② 持分法適用の非連結子会社の名称 | 民法上の任意組合テイツー“もったいない”ファン<br>ド<br>なお、民法上の任意組合テイツー“もったいない”ファン<br>ドは、当連結会計年度に設立したため、当連結会計年度より持分法適用の非連結子会社としており<br>ます。 |

(2) 持分法を適用した関連会社の状況

- |                |   |
|----------------|---|
| ① 持分法適用の関連会社の数 | 5社  |
| ② 関連会社の名称      | 有限会社アゲイン<br>株式会社トップブックス<br>有限会社ブイレックス二十一古本市場<br>株式会社ばんぐら<br>NECCA PTE. LTD. |

株式会社オフィスサプライ及び会社設立に伴い当連結会計年度より持分法を適用した同社の子会社株式会社良品トナーについては、当社が株式会社オフィスサプライ株式を売却したため当連結会計年度末においては持分法適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社ユーブック及び株式会社アイ・カフェの決算日は連結決算日と一致しております。インターピア株式会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたって、当該会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
その他有価証券  
・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
・時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産  
・商品 主として移動平均法による原価法  
・食材及び貯蔵品 最終仕入原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物 10～20年  
器具備品 5～10年
- ② 無形固定資産  
ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ ポイント値引引当金 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 当社及び一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

##### (4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によって  
おります。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

**(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)**

有形固定資産の減価償却の方法の変更

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

**(追加情報)**

建物の残存価額

当社及び連結子会社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っていましたが、すべての建物を当連結会計年度から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ53,076千円減少しております。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

有形固定資産の減価償却累計額

2,025,097千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
北海道圏	古本市場店舗1店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産
	アイ・カフェ店舗1店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産
関東圏	古本市場店舗1店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産
中部圏	転貸店舗1店舗	建物及び構築物
近畿圏	古本市場店舗1店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産
	アイ・カフェ店舗1店舗	建物及び構築物、器具備品、リース資産
中国圏	アイ・カフェ店舗1店舗	建物及び構築物、器具備品、その他（投資その他の資産）

当社グループは、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額及びその店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失（135,634千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物92,008千円、器具備品15,621千円、リース資産22,393千円及びその他（投資その他の資産）5,612千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

2. のれん償却額

会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」第32項の規定に基づき、連結子会社である株式会社アイ・カフェ株式の減損処理に伴って、のれんを一括償却したものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

551,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月28日 定時株主総会	普通株式	56,204	110	平成19年2月28日	平成19年5月29日
平成19年10月22日 取締役会	普通株式	66,033	130	平成19年8月31日	平成19年11月5日
計	-	122,238	-	-	-

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成20年5月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 65,742千円
- ② 1株当たり配当額 130円
- ③ 基準日 平成20年2月29日
- ④ 効力発生日 平成20年5月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式

16,840株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	376,665千円
未払事業税	44,451千円
賞与引当金	42,098千円
ポイント値引引当金	113,958千円
退職給付引当金	57,830千円
役員退職慰労引当金	75,793千円
税務上の繰越欠損金	304,322千円
その他	105,395千円
繰延税金資産小計	1,120,516千円
評価性引当額	△526,998千円
繰延税金資産合計	593,517千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,631千円
繰延税金資産合計(純額)	591,886千円

繰延税金資産合計(純額)は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	203,256千円
固定資産－繰延税金資産	388,630千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	4.6%
のれん償却	2.4%
繰延税金資産に係る評価性引当て	9.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.9%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車両運搬具	23,670	17,183	—	6,486
器具備品	1,224,102	897,380	48,029	278,693
ソフトウェア	32,979	22,435	—	10,544
合計	1,280,753	936,998	48,029	295,724

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	226,703千円
1年超	315,104千円
合計	541,807千円
リース資産減損勘定の残高	47,737千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	299,830千円
リース資産減損勘定の取崩額	26,949千円
減価償却費相当額	227,413千円
支払利息相当額	18,601千円
減損損失	22,393千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として定率法で計算した各期の減価償却費相当額に10/9を乗じた額を減価償却費相当額とする方法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	93,407千円
1年超	204,977千円
合計	298,384千円

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△150,613千円
未認識数理計算上の差異	7,610千円
退職給付引当金	<u>△143,002千円</u>

連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	23,434千円
利息費用	2,526千円
数理計算上の差異の費用処理額	957千円
退職給付費用	<u>26,918千円</u>

簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	5年

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	9,015円50銭
2. 1株当たり当期純利益	1,248円60銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年4月14日

株式会社テイツー  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 笹井和廣 ㊞  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 中桐光康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テイツーの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テイツー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類にかかる監査報告書

当監査役会は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第18期事業年度にかかる連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年4月16日

株 式 会 社 テ イ ツ ー 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役）西 川 豊 ①

常勤監査役（社外監査役）武 田 由 隆 ①

社 外 監 査 役 平 田 修 ①

社 外 監 査 役 岡 本 博 之 ①

## 貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>5,194,950</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,915,009</b>
現金及び預金	704,275	買掛金	1,272,272
売掛金	187,353	短期借入金	600,000
商品	3,687,370	1年内返済予定長期借入金	485,860
貯蔵品	32,859	未払金	361,737
前払費用	186,726	未払消費税等	81,241
繰延税金資産	203,256	未払費用	126,752
未収入金	112,238	未払法人税等	527,000
その他	81,321	賞与引当金	89,564
貸倒引当金	△451	ポイント値引引当金	269,287
<b>固定資産</b>	<b>4,590,835</b>	設備未払金	50,685
<b>有形固定資産</b>	<b>1,574,884</b>	その他	50,608
建物	925,178	<b>固定負債</b>	<b>1,262,090</b>
構築物	131,258	長期借入金	827,450
車両運搬具	384	退職給付引当金	138,184
器具備品	176,948	役員退職慰労引当金	160,899
土地	242,279	その他	135,556
建設仮勘定	98,835	<b>負債合計</b>	<b>5,177,099</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>197,062</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	184,673	<b>株主資本</b>	<b>4,598,555</b>
電話加入権	12,325	資本金	1,165,507
水道施設利用権	63	資本剰余金	1,119,796
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,818,888</b>	資本準備金	1,119,796
投資有価証券	75,146	利益剰余金	2,655,300
関係会社株式	521,886	利益準備金	16,117
長期貸付金	424,192	その他利益剰余金	2,639,182
長期前払費用	104,920	別途積立金	1,940,000
繰延税金資産	421,002	繰越利益剰余金	699,182
差入保証金	1,271,587	<b>自己株式</b>	<b>△342,048</b>
その他	152	評価・換算差額等	2,402
<b>資産合計</b>	<b>9,785,785</b>	その他有価証券評価差額金	2,402
		<b>新株予約権</b>	<b>7,727</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,608,686</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>9,785,785</b>

## 損益計算書

(平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		42,338,139
売上原価		32,028,516
売上総利益		10,309,623
販売費及び一般管理費		8,680,549
営業利益		1,629,073
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,874	
受取賃貸料	79,542	
その他の	40,011	131,428
営業外費用		
支払利息	42,326	
不動産賃貸費用	84,387	
その他の	2,758	129,472
経常利益		1,631,028
特別利益		
貸倒引当金戻入益	176	
固定資産売却益	116	
賃貸契約解約益	12,012	12,304
特別損失		
固定資産除却損	2,427	
減損損失	37,988	
リース契約解約損	257	
関係会社株式評価損	719,267	759,941
税引前当期純利益		883,391
法人税、住民税及び事業税	736,965	
法人税等調整額	△41,629	695,335
当期純利益		188,056

## 株主資本等変動計算書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計 合
			利益準備金	その他利益剰余金			
				別 途 繰 越 利 益 剰 余 金	積 立 金		
平成19年2月28日残高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	833,364	△290,489	4,584,296
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△122,238	-	△122,238
別途積立金の積立て	-	-	-	200,000	△200,000	-	-
当期純利益	-	-	-	-	188,056	-	188,056
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△51,559	△51,559
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	200,000	△134,181	△51,559	14,259
平成20年2月29日残高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,940,000	699,182	△342,048	4,598,555

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
平成19年2月28日残高	4,066	-	4,588,363
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△122,238
別途積立金の積立て	-	-	-
当期純利益	-	-	188,056
自己株式の取得	-	-	△51,559
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,663	7,727	6,063
事業年度中の変動額合計	△1,663	7,727	20,322
平成20年2月29日残高	2,402	7,727	4,608,686

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) たな卸資産

① 商品

主として移動平均法による原価法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～20年

構築物 10～20年

器具備品 5～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) ポイント値引引当金

将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却の方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産（建物を除く）について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

建物の残存価額

当社の建物については、従来、残存価額を取得原価の5%と見積り減価償却を行っていましたが、すべての建物を当事業年度から残存価額をゼロとして減価償却する方法に変更しております。この変更は、近年の店舗閉鎖時における建物処分損の重要性が増してきたため、建物の残存価額の見直しを行ったことによるものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ42,135千円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,467,386千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	83,299千円
(2) 短期金銭債務	15,597千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 34,266千円

仕入高 1,149千円

販売費及び一般管理費 294,164千円

営業取引以外の取引による取引高 10,500千円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
北海道圏	古本市場店舗1店舗	建物、器具備品、リース資産
関東圏	古本市場店舗1店舗	建物、器具備品、リース資産
中部圏	転貸店舗1店舗	建物
近畿圏	古本市場店舗1店舗	建物、構築物、器具備品、リース資産

当社は、独立採算管理が可能である店舗ごとに資産をグルーピングしております。  
なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで帳簿価額を減額し、当該減少額及びその店舗にて使用しているリース資産のリース残債を減額し、当該減少額を合計し、減損損失(37,988千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物17,351千円、構築物2,008千円、器具備品3,058千円及びリース資産15,569千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

3. 関係会社株式評価損

子会社である株式会社ユーブック及び株式会社アイ・カフェの株式を減損処理したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 45,691株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	245,148千円
関係会社株式	335,642千円
未払事業税	41,143千円
賞与引当金	36,219千円
ポイント値引引当金	108,899千円
退職給付引当金	55,881千円
役員退職慰労引当金	65,067千円
その他	59,850千円
繰延税金資産小計	947,853千円
評価性引当額	△321,962千円
繰延税金資産合計	625,890千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,631千円
繰延税金資産合計(純額)	624,258千円

繰延税金資産合計(純額)は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	203,256千円
固定資産—繰延税金資産	421,002千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な

項目の内訳

法定実効税率	40.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割	5.0%
繰延税金資産に係る評価性引当て	32.9%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.7%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車両運搬具	23,670	17,183	—	6,486
器具備品	990,502	728,005	17,915	244,581
ソフトウェア	23,529	17,547	—	5,982
合計	1,037,702	762,736	17,915	257,051

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1年内	180,573千円
1年超	260,418千円
合計	440,991千円
リース資産減損勘定の残高	21,146千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	244,481千円
リース資産減損勘定の取崩額	10,207千円
減価償却費相当額	195,878千円
支払利息相当額	15,177千円
減損損失	15,569千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として定率法で計算した各期の減価償却費相当額に10/9を乗じた額を減価償却費相当額とする方法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年内	24,014千円
1年超	32,019千円
合計	56,033千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業 上 の 関係				
役員	安田育生	-	ピナクル ㈱代表取締役 兼 CEO	-	-	-	M&Aに 係る助言 業務	6,000	-	-

2. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼任等	事業 上 の 関係				
子会社	株式会社 ユーブック	269,969	インター ネットに よる通 信販売	68.1	-	当 社 商 品 の 販 売 委 託	ゲーム 販 売 委 託	327,111	未収入金	57,225
							販売手 数 料 の 支 払	70,072		

(注) 1. 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記関連当事者との取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 9,098円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 369円78銭   |

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成20年4月14日

株式会社 ティーツー  
取締役会 御中

#### 監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹井和廣 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中桐光康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針および第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしがたって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年4月16日

株 式 会 社 テ イ ツ ー 監 査 役 会  
常 勤 監 査 役（社 外 監 査 役）西 川 豊 ㊟  
常 勤 監 査 役（社 外 監 査 役）武 田 由 隆 ㊟  
社 外 監 査 役 平 田 修 ㊟  
社 外 監 査 役 岡 本 博 之 ㊟

以 上